

第 18 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 7 年 5 月 20 日（火）午前 9 時 30 分

会 場 熱塩加納公民館 3 F 多目的ホール

2. 委員定数 19 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 木戸 賢治

委 員

1 番 鈴木 隆	2 番 大津 康男	3 番 菊地善一郎
4 番 二瓶 崇	5 番 高野 進	6 番 菅井 大輔
7 番 齋藤 澄子	8 番 山口 久人	9 番 木村富士男
10 番 武藤 常雄	11 番 小林 博行	12 番 小沢 勝則
13 番 小林千代松	14 番 横山 敏光	16 番 渡部 信夫
17 番 庄司 英喜		

4. 本日の総会に欠席通告した委員

15 番 佐藤 光伸

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 34 号 会務報告について

報告第 35 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 36 号 農用地利用集積計画の取下願出について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 101 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 102 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 103 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第 104 号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 小 林 孝 昭

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 庄 司 智 哉

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 高 橋 健 治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 佐 藤 瑠 香

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

技 査 若 菜 広

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

皆さんおはようございます。本日は朝早く、また田植えの最盛期を迎え大変お忙しいところ第18回農業委員会総会にご出席をいただきまして、ご苦労様でございます。米の高騰が続いております、17週連続でありましたけども、18週目に19円安ということになったわけですが、先週19週目を迎えたわけですけども、また値上がりをしたということで、5 kg換算で54円値上がりをしたということです。また、一方で江藤農林水産大臣が不適切な発言をしたということで、消費者、野党から批判が相次ぎ、全面撤回を

して謝罪をしました。皆さんご存じのように、江藤大臣は講演会の中で米を買ったことがありません。家には倉庫の中に米が沢山ありますという発言をし、これが大臣として不適切な発言であったということになります。米については、テレビ、新聞等で毎日報道されています。新米が出回るまでどのようになるのか心配でなりません。また、備蓄米で調整をしているわけですが、市場に出回るまで価格に反映されていないのが実情ではないかと思います。皆さんも今後については十分注視をして見守って、いろいろな情報を共有して参りたいと思います。また、今週はトランプ関税ということで、第3回目の事務レベルの協議が進められております。この中で、やはり農業については不利にならないように願うことばかりです。あとは、令和8年度の農業施策に関する意見書の提出ということで期日も迫っておりますので、全員の方の提出を集約して喜多方市農業委員会として県農業会議の方に繋いで参りたいと思いますので、ぜひともご理解とご協力をお願いしたいと思います。

本日の総会には、報告3件、議案4件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、15番 佐藤光伸委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第18回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、14番 横山敏光委員、16番 渡部信夫委員を指名いたします。

（報告事項）

○議長

はじめに、「報告第34号 会務報告について」、「報告第35号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、「報告第36号 農用地利用集積計画の取下願出について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第34号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第35号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔12件を朗読、説明。〕

報告第36号 農用地利用集積計画の取下願出について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第34号から報告第36号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第34号から報告第36号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第34号から報告第36号までは了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第101号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転5件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1については、3番 菊地善一郎委員、No.2、No.3については、4番 二瓶崇委員、No.4については、2番 大津康男委員、No.5については、1番 鈴木隆委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菊地善一郎委員

〔所有権移転のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番菊地です。農地法第3条許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。今月3日午前9時過ぎより、譲渡人〇〇〇氏の代理人 行政書士〇〇〇氏、譲受人〇〇〇氏と私の3人で現地調査及び聞き取り調査を行いました。所在地は字名が3ヶ所になっておりますので、3ヶ所を回りましたけれども、どの場所も山間分にあり現在は雑木などが茂り、現在は作物は栽培されておられません。今後も栽培の予定はないということなのですが、周辺の農地の水田からはかなり離れている場所にありまして、その地域における影響はないと考えますので、申請については問題ないと判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo.2、No.3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番二瓶です。農地法第3条 案件No.2 について、説明申し上げます。去る5月10日午後5時ころより、譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査並びに聞き取り調査を行いました。なお、譲渡人の〇〇〇さんは欠席のため電話にて確認いたしました。申請地は譲渡人が令和3年に相続したもので、また市外在住により耕作出来ず、今年3月に貸借契約が終了したことにより、今般の所有権移転となったものでございます。譲受人の自作地に畑があり、そちらと隣接しておりまして、現況は畑であります但し今後も適正な管理がなされるものと判断いたしました。

次に案件No.3 について、説明申し上げます。同じく5月10日午後5時30分ころより譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査並びに聞き取り調査を行いました。この内容は、案件No.2 と同様ですので説明は割愛させていただきますが、なお譲渡人の〇〇〇さんと譲受人の〇〇〇さんは親戚関係であります。譲受人の〇〇〇さんにはハスウがありますが、それが2月の大雪で倒壊したため、今回取得する農地にハウスを建てて花の栽培をするということでございます。よって、今後も適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○大津康男委員

〔所有権移転のNo.4 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

2番大津です。農地法第3条 所有権移転案件No.4 について、報告いたします。去る5月10日午前10時より譲渡人の〇〇〇さんは県外在住のため欠席です。譲受人の〇〇〇さんと〇〇〇さんが出席して、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。現地は、すべて適切に管理されていました。数年前から、申請地を借りて野菜等を作付けしていたそうです。譲渡人の〇〇〇氏が県外在住により今後管理出来ないため、所有権移転を行いたいと希望しておりました。したがって、本申請に伴う権利の取得については周辺に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○鈴木隆委員

〔所有権移転のNo.5 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番鈴木です。農地法第3条 所有権移転案件No.5 について、補足説明いたします。去る5月2日午前10時ごろより、譲受人の〇〇〇さんの父である〇〇〇と現地調査並びに聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは、入退院を繰り返しているため連絡が取れず、後日娘さんの〇〇〇さんに聞き取り調査を行いました。申請地は20、30年前に交換を行いましたが、名義変更をしないまま〇〇〇氏が農業者年金の受給開始手続きをしてしまいました。また、体調不良で農業委託をする際に農地中間管理機構との貸借契約をしてしまい解約が出来ずに現在に至りました。今回、農業者年金の受給が終了したため、契約期間を1年残して名義変更手続きを行います。売買代金は交換した際に支払いを済ませているため、今回発生はしません。今後は〇〇〇氏が管理作業をしますが、農地を所有していないため農作業は委託するそうです。よって、本申請に伴う権利の取得については、周辺の農地に支障を及ぼすことなく、適正に管理されるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第101号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、木戸委員。

○木戸賢治委員

18番木戸です。案件No.1についてお伺いいたします。今のご説明ですと現地は雑木が生えていて今後も耕作する見込みはないということでしたけれども、それであれば3条の移転に抵触すると思われます。この場合であれば、やはり現況確認をして農地から除外しての売買が適切だと思われますが、いかがでしょうか。

○事務局

この土地については、耕作出来ないという説明をしたのは、〇〇〇さんが高齢なため出来ないということで、今後整備して耕作するそうです。

この案件につきまして、事務局の方で受付した際には今ほど説明した状況の話しはありましたが、作物を植えるというものではなく、あくまでも肥培管理のままで管理したいというお話は聞いてございます。

○議長

木戸委員よろしいでしょうか。

○木戸賢治委員

わかりました。

○議長

はい、庄司委員。

○庄司英喜委員

17番庄司です。今の案件は、こんな有耶無耶のままでいいのでしょうか。かたや18番木戸委員は、これはどうなんですかと言っています。また、現地調査をした菊地委員は、もう耕作出来ないという状況ですけども、事務局の説明と菊地委員の説明に違いがあると思いますが、その辺は有耶無耶

のままで通すわけにはいかないと思います。以上です。

○議長

はい、菊地委員。

○菊地善一郎委員

私の説明不足ということでございます。案件№.1の〇〇〇さん、〇〇〇さんは、申し遅れましたがお二人は親戚関係にございます。申請理由及び備考の中で、高齢により耕作管理出来ないため、譲り渡すという内容でそれを譲り受ける。よって、譲受人の〇〇〇さんが草刈り等の作業をして、管理をして行くということになってございます。大変言葉足らずで申し訳ございませんでした。

○議長

庄司委員よろしいでしょうか。

○庄司英喜委員

17番庄司です。ということは、前言を修正されたということで、事務局の説明のとおりということでしょうか。

○菊地善一郎委員

はい、そのとおりです。申し訳ございませんでした。

○庄司英喜委員

はい、わかりました。

○議長

外にございませんか。。

○議長

はい、渡部委員

○渡部信夫委員

16番渡部です。私の記憶違いでしたらご指摘いただきたいと存じますが、3条の所有権移転の表記方法についてですが、年齢が入っている場合と入っていない場合がありますが、過去の同様の説明の時に事務局側で必要のない年齢表記はしないように内容を改めた。会長が不在の時だったと思いますが、そのように私は記憶しておりますが、それぞれの案件の年齢の標

記のあり、無しはどのような判断でなされましたか。

○事務局

こちらの3条の標記につきましては、あくまでも市内在住の方につきましては年齢を表記させていただいております。市外の方、本日の資料であります则会津若松市、宮城県等につきましては、年齢の確認が取れておりませんので記載しておりません。

○渡部信夫委員

私の記憶違いだったかもしれませんが、そこはご指摘いただきたいと思います。以前にこの問題を提起した時に、そのような説明がなされた記憶がなかったのですが、全部年齢表記をしないように事務手続きを会長不在の時に改めたというような説明を受けた記憶がありますが、私の記憶違いでしょうか。

○議長

はい、事務局

○事務局

市内の在住の方もという意味でしょうか。

○渡部信夫委員

必要のない個人情報については、表記しないように改めたという説明を受けた記憶があるので、今の説明ですと市外の方は年齢まで申請時に把握していないということでしたが、市外と市内でそのような事務上の手続きが違ってということ自体がいかげんなものかと思います。わかる場合は表記して、わからない場合は表記しないというような一貫性のないような事務に思えるのですが、いかがですか。

○議長

はい、事務局

○事務局

ご指摘のとおり市外の方につきましては、申請書、農地台帳等で確認しても年齢が確認出来ないという場合もございますので、総会の資料の方には記載していないということでございます。年齢の表記につきましては、

特に出し手側の方なんですが、年齢によってこういった理由によって、高齢で耕作出来ないなど、そういった理由もございますので記載をしております。また、受け手側につきましては、耕作出来る年齢なのか、年齢で判断するものではございませんが、あくまでも皆さんに審議をしていただくにあたり参考になればということで、年齢の方は記載しているところでございます。なお、年齢の表記で差異が見られるということで、ご指摘いただきましたので、今後につきましては検討させていただきたいと思います。

○議長

渡部委員、よろしいでしょうか。

○渡部信夫委員

はい、わかりました。

○議長

外にございませんか。。

○議長

はい、齋藤委員。

○齋藤澄子委員

7番齋藤です。案件No.1についてですが、先ほど木戸委員がお話しになったのは、こちらの引き受ける田と畑については若干雑木があって、そこに何らかの作物を植えることはしないという説明だったと思います。それに対して事務局の方では、受け付けた時点でこちらの方を原野や山林に変更してから売買したらどうだろうか、という説明等はなかったのでしょうか。おそらく、木戸委員は田としての管理、畑として売買ではなく原野、山林に変更してからの売買であっていいのではないか、という私はそのような趣旨にとったのですが、事務局の方ではこれを1度そのような形で受け付けたと思います。菊地委員が現地確認に行かれる前に、それをその時点で説明すべきだったと思いますし、今回作物を植えないという条件のもとであれば、こういった売買はすべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長

はい、事務局

○事務局

この案件につきまして、事務局の方で受け付けた際に、まずご本人様、申請者からの聞き取り等を行って、あくまでも3条申請で行うという本人の意思を確認してございます。その際にこういった状況であるというお話しは伺っているところでございますが、あくまでも農地法の許可につきましては、耕作、維持管理を行うという前提でございますので、その辺を指導した後に申請を受け付けているところでございます。基本的に現況確認証明というような農地から外すというような行為もございますが、こちらにつきましては、あくまでも森林の様相を呈しているという前提がございまして、雑木程度で農地から外すというような考えはもってございせん。雑木程度はあくまでも遊休農地だろうという判断はございます。以上です。

○議長

齋藤委員、よろしいでしょうか。

○齋藤澄子委員

山林の意味はわかりますが、雑木が生えていて、それを畑や田んぼに出来るものであるかどうかという判断は、当然現地を見られた委員さんも事務局の方も分かっていると思いますが、その時点で別に必ず3条だからこの様な形でなくても、一旦現況確認で農地から外して、それからご本人達の売買の方が良いのではないかとというのが、木戸委員の話しであると思いますし、私の話しでもあります。その辺は課税金額も変わって来るはずですし、その辺りも考えながら指導してあげるべきことではないかと思えます。

○議長

はい、事務局

○事務局

齋藤委員からご指摘がありましたように、重ねての話しになりますが、

現況確認については、森林の様相を呈している状況ということがございます。まずは農地は農地として守って行くというのが、農業委員会の考えだと思います。その上でどういった状況か、農地に再生困難であるという状況であれば、非農地というようなことも検討はさせていただいているところでございますが、あくまでも今回はご本人様からの3条申請をしたいという意向でございましたので、それを受理し調査をさせていただいたというところでございます。

○議長

事務局の方としても指導も行った上で、今回の提案ということになりましたので、ひとつご了承いただきたいと思います。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第101号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号については、原案のとおり可決することに決定
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第102号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

10番 武藤常雄委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○武藤常雄委員

〔権利設定のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番武藤です。農地法第5条 権利設定の一時転用 案件No.1 について、ご説明を申し上げます。去る5月13日午前10時ころより、佐藤委員、事務局より小林次長、高郷総合支所の若菜さん、〇〇〇建設から〇〇〇さん、そして設定人の〇〇〇さんにより現地調査を行いました。現地において申請書と相違がないかを確認いたしました。土砂の流出等の災害を防止するための措置については、碎石地の中に沈砂池、池を設置し、泥などを沈降させて浄水をポンプアップして排水をいたします。また、事業を実施している期間中は定期的に排水路等の点検を実施し、周辺の営農には十分注意を払い、要請があれば速やかに対応するということで確認をして参りました。終了後、地元の行政区の役員の皆さんにも説明を受けていただきました。現場を見ていただきました。以上のことから、今回の申請については問題ないと判断をいたしました。以上であります。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第102号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、齋藤委員。

○齋藤澄子委員

7番齋藤です。排水路なんですけど、これはどちらの方の排水路に行くのでしょうか。前は、〇〇〇集落の方の排水に来まして、非常に迷惑をしまして、〇〇〇建設の方に申し入れをした経緯がございます。そちらの方の徹底したところを教えてください。

○事務局

排水の方向であります、排水につきましては昨年同様の排水路に流す計画ではあります、昨年濁った水を排水して大変ご迷惑をおかけしたということで、〇〇〇建設さんの方でも十分注意しながら、沈砂池を設けた泥水の濁りが大きい場合につきましては、沈砂池の方にいったん溜め置きして、排水するようなことでご迷惑をおかけしないように対応いたします。という現場での説明を受けております。

○議長

齋藤委員、よろしいでしょうか。

○齋藤澄子委員

わかりました。

○議長

はい、鈴木委員。

○鈴木隆委員

1番鈴木です。この〇〇〇建設の砂取りは去年、一昨年、地下水を〇〇〇の排水路の方に無断で排水したという経緯があり、その時に齋藤澄子委員がいろいろと尽力していただきました。地下水であっても汲み上げた場合は、汚染された水ということになりますので、排水路であってもそれは農業用の排水であって、違う排水路の方に捨てていただきたい。もしくは、許可を取っていただきたいということで、〇〇〇建設の方にぜひとも農業用水の方には流さず、違う排水路の方に投げていただきたいと指導していただきたいと思います。以上です。

○事務局

〇〇〇建設さんにつきましては、前回大変ご迷惑をおかけしたということで、今回につきましては、ご迷惑をおかけしないように十分対応して参りたい、という言葉をしていただいておりますし、さらに計画で山砂採取の計画につきましては、11メートルの深さまで掘る計画にはなっているんですが、前回はその隣の地区だったので、その採取にあたりましては7メートルのところで地下水の流水が確認されましたので、そのところで掘削をや

めて対応したということで、今回についても流水があった時点で掘削については、中止も含めて検討するという事で伺っております。排水を流す別の経路の要望ではありますが、私もそのような対応が取れる地形なのかどうか、場所があるのかどうかまでは確認が取れておりませんので、〇〇〇建設さんの方には地区の要望として、そのような要望があるということをお伝えし、対応出来る部分についてはお願いして参りたいと考えております。以上です。

○議長

鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木隆委員

わかりました。

○議長

はい、横山委員。

○横山敏光委員

14番横山です。今ほどの関係で、齋藤委員が言ったように〇〇〇の方に流すのか、反対の方に流すのか、流す方向はどうなのかという結論については説明がなかったように思います。どちらの方に流すのでしょうか。

○事務局

〇〇〇の方か、別な方向かの説明がなかったことにつきましては、大変申し訳ございませんが、現段階では昨年まで行った隣接地の排水と同じ方向に流す計画ではいるようであります。しかし、濁った水を恒常的に流すような状況では下流側に迷惑がかかりますので、そのようなことがないように十分対応して参りたいということであります。先ほど鈴木委員の方にもご説明いたしましたが、別な方向への排水が可能かどうかについては、支所としても把握しておりませんので、その部分については〇〇〇さんと今後協議して参りたいと考えております。

○議長

横山委員、よろしいでしょうか。

○横山敏光委員

わかりました。

○議長

はい、齋藤委員。

○齋藤澄子委員

17番齋藤です。要望をお願いいたします。以前からこの問題は行政区の方では、大変な問題になっていますので、〇〇〇は〇〇〇地区かもしれませんが、排水路、用水路については〇〇〇の方でも持っていますので、大変失礼ではありますけども、こちらの方でまた砂利掘削があるようでしたら、〇〇〇の方の委員さんも一緒に現地確認をさせていただくよう要望いたします。お願いいたします。

○議長

齋藤委員からの要望ということで、今後そのように対応して参りたいと思います。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第102号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号については、原案のとおり可決することに決定
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第103号 農用地利用集積等促進計画（案）について」

を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案）62件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第103号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、高野委員。

○高野進委員

5番高野です。21ページのNo.11について、お伺いしますが、2筆あるうちの下段の方の公簿面積と契約面積がかなり違うのですが、この理由についてお伺いします。

○事務局

ご質問のありましたNo.11の件でございますが、契約面積が5,114㎡ですが、こちらの公簿面積の内5,114㎡を契約するという内容で間違いはございません。5,114㎡以外の部分については、既に以前に借り受けているため、そのあまりの部分を借りるといった内容になっております。

○議長

高野委員、よろしいでしょうか。

○高野進委員

はい、わかりました。

○議長

外にございませんか。

○議長

はい、横山委員。

○横山敏光委員

14番横山です。21ページの8番もそうなんですが、その前の20ページの3番、4番、5番の使用貸借で0円となっております。使用貸借で無料で機

構側はどんなメリットがあるのか、どのように考えているのかの説明と使用貸借について改めてわかり易く説明していただければと思います。

○議長

はい、事務局。

○事務局

農地バンクにおける貸し借りで、賃借料0円で機構に何のメリットがあるのかというのが1つ目の質問でしょうか。それについては、農地バンクが集約して、ある程度面積をまとめて担う者に貸し付けるという大きな貸し借りを推進するという意味あい、メリットが出て来るかなと思います。もちろん手数料の方は賃借料は0円なので、手数料は発生しないんですけども、その事業としての意義が出て来る。農地バンクの方についても手数料自体がメリットとはおそらく捉えてはいないとは思いますが、そのような形でございます。それから使用貸借と賃借権でありますけども、使用貸借については賃借料が0円で、賃借料が発生しているものが賃借権というような標記にしております。よろしいでしょうか。

○議長

横山委員。よろしいでしょうか。

○横山敏光委員

使用貸借にすれば全部0円でいいということ、そういうことではなく集積がないとだめということになるんでしょうか。また、案件によってはそんなに大規模じゃない使用貸借もあるように見えるんですが、いかがでしょう。

○事務局

基本的に農地バンクの貸し借りの農地につきましては、地域計画にあがっている土地について、担う者が借り受けする場合、基本的に農地バンクの制度を利用していただくというのが前提となっておりまして、現在地域計画には農用地たる大きく整備された土地の外、屋敷周りの土地についても現状地域計画にあがっているということから、小さい面積のものもここにあがって来る場合があるということと、併せてそれだけを3条でやると

また別手続きで面倒になるということで、申請者の方の手続きの軽減にもなりますし、外の農地と一緒に借りるということで、こちらに掲載しているような状況であります。

○横山敏光委員

少し理解出来ませんけども、ここでやめたいと思います。

○議長

その外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第103号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第104号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画6件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第104号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、菅井委員。

○菅井大輔委員

6番菅井です。今ほど説明がありました、機構買入と機構売渡の2つ違いということで、この金額の差額が中間管理機構の手数料分という解釈でよろしいですか。

○議長

はい、事務局。

○事務局

そのとおりでございます。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第104号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第18回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 0 : 5 1